

安芸郡海田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月二十五日

広島県人事委員会

委員長 丸 山

明

広島県人事委員会規則第二十五号

安芸郡海田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

安芸郡海田町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十
五号）の一部を次のように改正する。

別表町長部局の項の次に次のように加える。

会計管理者部局	会計管理者 室長
---------	----------

別表備考を備考1とし、同備考の次に次のように加える。

2 この表中「会計管理者部局」とは、会計管理者及び会計管理室により構成される機
関をいう。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。